

公報

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

第七十三号

一九六五年

九月十四日

目次	ページ
規則	
○行政府事務委任規則(規則第百十三号)	2
○行政事務部局職員定数規則の一部を改正する規則(規則第百十四号)	3
告示	
○外国あて通常郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める主な条件の一部改正(告示第百三十三号)	4
○外国あて小包郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める主な条件の一部改正(告示第百三十四号)	4
○公有水面埋立権の譲渡について(告示第百三十五号)	5
○公有水面埋立権の譲渡について(告示第百三十六号)	5
○統計調査事務市町村委託費取扱規程の廃止について(告示第百三十七号)	5
訓令	

○行政府事務代決規程(訓令第百四十五号)	5
○軍用地関係業務に関する訓令の廃止について(訓令第百四十六号)	7
企画局事項	
○税理士の登録について(主税局告示第二号)	7
法務局事項	
○法務本局の係の事務分掌規程(法務局訓令第百十二号)	7
農林局事項	
○農林局職員定数規程(農林局訓令第百二二号)	9
建設局事項	
○建設業者登録事項の変更について(建設局告示第二号)	10
警察局事項	
○少年補導員設置規則(警察局規則第百一十一号)	11

民政府事項

○琉球船舶規則(高等弁務官布令第百五十七号改正第一号)

琉球上訴裁判所事項

○自動車強制執行規則の一部を改正する規則(琉球上訴裁判所規則第百八号)
○自動車競走規則の一部を改正する規則(琉球上訴裁判所規則第百九号)
○執達吏の旅費及び宿泊料に関する規則の一部を改正する規則(琉球上訴裁判所規則第百十号)
○休日給支給規程(琉球上訴裁判所規則第百九十六号)
○超過勤務手当支給規程の一部を改正する規程(琉球上訴裁判所規則第百九十七号)
○夜間勤務手当支給規程の一部を改正する規程(琉球上訴裁判所規則第百九十八号)

公告

○税理士試験の実施について
○農薬の登録について
○土地改良組合役員の就任について

○道路の位置の指定について

○除権判決(那覇治安裁判所)
○押収物還付公告(八重瀬巡回裁判所)

正誤

○漁業無線海岸局補助金交付要綱中訂正
○計量法の一部を改正する立法中訂正
○刑法並びに訴訟手続法典中訂正

規 則

規則第百十三号

琉球政府行政組織法（一九六一年立法第百号）第十一条の規定に基づき、行政事務委任規則を次のように定める。

一九六五年九月十四日

行政主席 松岡政保

行政事務委任規則

(目的)

第一条 この規則は、琉球政府行政組織法（一九六一年立法第百号）第十一条の規定に基づく行政主席の事務委任について共通的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において委任とは、行政主席の権限に属する事務の一部をこの規則に定める者の責任において行使させることをいう。

(委任事項)

第三条 この規則において、行政機関の長（局長、外局長、地方庁長、検事長、会計検査院長および人事委員会委員長をいう。以下同じ。）に委任する事務は、別表のとおりとする。

(委任の制限)

第四条 前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、受任事務が特に重要な事項もしくは異例に属するものまたは他の行政機関に関連を有するものと認めるときは、行政主席または主管局長の指揮を受けて処理しなければならない。

(処理報告)

第五条 行政主席または主管局長は、第三条の規定に基づく委任事務の処理結果について別に事務報告例を定めて報告を求めることができる。

(処分の取消し)

第六条 行政主席は、この規則に基づいて行なう行政機関の長の処分が法令に違反し、または著しく不当であると認めるときは、ただちにその処分を取り消し、または停止することができる。

(代決)

第七条 行政主席または行政機関の長は、第三条に規定する事項について事務代決規程を定めて、部長ならびに内部分課、支分部局および附属機関の長もしくはその特に命ずる者に代決させることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 行政事務委任規則（一九六二年規則第八十一号）は、廃止する。

別表 行政機関の長に対する委任事項（ただし、会計検査院長および人事委員会委員長については、第四号から第七号までに掲げる事項に限る。）

一 職員の諸届および諸願の処理に関する事項。ただし、次の事項を除く。

(1) 職員の職務に専念する義務の特例（一九五三年人事委員会規則第十一号）

第二条第十七号に規定する事項に関するもの。

(2) 営利企業等の従事制限（一九五三年人事委員会規則第十五号）第三条に規定する事項に関するもの。

二 職員の身分証明に関する事項。

三 琉球政府公務員等の旅費に関する立法（一九五三年立法第七十八号）に基づく事項

(1) 第四条の規定による職員の管内旅行および係長相当級以下の管外旅行の命令等に関する事項。ただし、行政機関の長の宿泊を要する管内旅行を除く。

(2) 第三十七条第二項の規定による期間の延長に関する事項。

(3) 第三十九条の規定による行政主席への協議に関する事項。

(4) 第三十九条の二の規定による旅費の支給に関する事項。

四 財政法（一九五四年立法第五十五号）に基づく事項

(1) 第二十七条の規定による予算の通知の受理に関する事項。

(2) 第三十一条の規定による予備費使用の要求に関する事項。

(3) 第三十二条第一項の規定による調書の作製および送付に関する事項。

(4) 第三十三条の規定による歳入および歳出決算報告書ならびに政府の債務に関する計算書の作製および送付に関する事項。

(5) 第三十九条の規定による繰越計算書の作製および予算の翌年度への繰越使用ならびに行政主席および会計検査院への通知に関する事項。

(6) 第四十条の二の規定による繰越明許費についての承認要求書の作製および

が債務の負担に關すること。

(7) 附則第四条第二項の規定による目区分の承認の要求に關すること。

五 會計法（一九五四年立法第五十六号）に基づく次の事項

(1) 第三十二条の規定による現金または有価証券の保管に關すること。

(2) 第四十一条の規定による現金または物品の亡失毀損の通知に關すること。

(3) 第四十二条の規定による出納官吏等に対する弁償に關すること。

(4) 第四十六条第一項の規定による報告書等の作製に關すること。

六 予算決算および會計規則（一九五四年規則第八十九号）に基づく次の事項

(1) 第九条の規定による移用および流用の書類作製および送付に關すること。

(2) 第二章第三節に規定する各府の長のなすべき支出負担行為の計画に關すること。

(3) 第二章第四節に規定する各府の長のなすべき支払計画に關すること。

(4) 第二十七条の規定による歳入徴収額、計算書等の作製および送付に關すること。

(5) 第四十二条の規定による徴収、報告の作製および送付に關すること。

(6) 第四十四条の規定による支出負担行為計画の示達に關すること。

(7) 第四十九条の規定による通知に關すること。

(8) 第七十一条の規定による各府の長の事務に關すること。

(9) 第七十二条の規定による予算執行報告書の作製に關すること。

(10) 第七十六条および第七十七条の規定による保証金の納付に關し、各府の長のなすべき事務に關すること。

(11) 第八十四条および第八十五条の規定による一般競争加入者の制限に關すること。

(12) 第八十六条および第八十七条の規定による入札保証金に關すること。

(13) 第九十九条の規定による指名競争に關すること。

(14) 第一百一条第二項の規定による保証金の納付に關すること。

(15) 第一百二条の規定による随意契約に關すること。

(16) 第一百八条の規定による行政主席への協議に關すること。

(17) 第一百九条の規定による保管現金の銀行払込みに關すること。

(18) 第二百二十二条の規定による定期検査および臨時検査に關すること。

(19) 第二百三十一条の規定による計算書の作製代行に關すること。

(20) 第四百四十五条の規定による各府の長の事務に關すること。

七 物品の無償貸付および譲与等に關する立法（一九五五年立法第五十六号）に基づく次の事項

(1) 第四条の規定による各府の長の権限に屬すること。

八 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する立法（一九五七年立法第五十七号）に基づく次の事項（規則または訓令によつて定める場合を除く。）

(1) 第五条の規定による申請書類を定めることおよび申請の時期を定めること。

(2) 第九条の規定による申請の取下げ期日を定めること。

(3) 第十二条の規定による状況報告の処理に關すること。

(4) 第十三条の規定による補助事業等の遂行命令および一時停止命令に關すること。

(5) 第十四条の規定による実績報告書および添付書類に關すること。

(6) 第十六条の規定による是正のための処置に關すること。

(7) 第二十二條の規定による財産の処分承認に關すること。

規則第百十四号

行政事務部局職員定数規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六五年九月十四日

行政主席 松岡政保

行政事務部局職員定数規則の一部を改正する規則

行政事務部局職員定数規則（一九六五年規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

第一条の表中

総務局	五五一人	うち九人は、中央選挙管理委員会事務局の職員とする。	を
総務局	五四八人	うち九人は、中央選挙管理委員会事務局の職員とする。	に
企画局	五七一人	うち四八〇人は、統計庁の職員とする。	を
企画局	五七二人	うち四八一人は、統計庁の職員とする。	に

法務局	八八四人	うち九二人は、出入管理庁、五六人は、臨時土地調査庁の職員とする。	を
法務局	八八二人	うち九二人は、出入管理庁、五六人は、臨時土地調査庁の職員とする。	に
通商産業局	一、六〇二人	うち三十四人は、金融検査庁、一九三人は、気象庁、一人は海難審判庁、一、〇九三人は、郵政庁の職員とする。	を
通商産業局	一、六〇九人	うち三十四人は、金融検査庁、一九三人は、気象庁、一人は海難審判庁、一、〇九三人は、郵政庁の職員とする。	に
建設局	五九〇人		を
建設局	五八九人		に
厚生局	二、四九五入	うち一八九人は、保険庁の職員とする。	を
厚生局	二、四九三人	うち一八九人は、保険庁の職員とする。	に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九六五年八月一日から適用する。

告 示

告示第三百三三号

外国あて通常郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める主な条件（一九六三年告示第五十四号）の一部を次のように改正し、一九六五年九月二十日から施行する。

一九六五年九月十四日

行政主席 松岡政保
16ブラジルの項中二・五・一を次のように改める。

二・五・一……なんらかの価値を有する商品を含むした郵便物については、
外国あて小包郵便物の送達条件等に関する告示 16ブラジルの項
一・五・三参照

17b ブルンディの項中二・四・二の「フランス語又はオランダ語」を「フランス語又はキルンディ語」に改める。

27ドミニカ（共和国）の項中四・二の「Direction générale des communications, Ciudad Trujillo」を「Direction générale des communications, Santo Domingo」に改める。

38. 4. 2 マダガスカル及び属地の項中四・二の「名あて局」を「Direction des postes et télécommunications, Tananarive」に改める。

56b クウェートの項中一・一の「一」を「クウェートあて通常郵便物の名あて面に同国の正当な名称（Kuwait）以外の名称を付したものの、たとえば、「Kuwait-Golfe Persique」又は「Kuwait-Persian Gulf」としたものは、差出人へ返送される。

62h ネパールの項中二・二の「可（ただし、書留事状に限る。）」を「否」に改める。

89 ウルグアイの項中三を次のように改める。

三 別配達

三・一 取扱い……可

三・二 配達区域外への配達……否

93 ユーゴスラヴィアの項中四・二の「Communauté des postes, télégraphes et téléphones Yougoslaves Palmoideva 2 Beograd」を「Communauté des postes, télégraphes et téléphones Yougoslaves, Beograd」に改める。

告示第三百三十四号

外国あて小包郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める主な条件（一九六二年告示第二百八十八号）の一部を次のように改正し、一九六五年九月二十日から施行する。

一九六五年九月十四日

行政主席 松岡政保

11ベルギーの項中四・二の「名あて局」を「S. N. C. B. Direction Commerciale 61-21, 4 Centersteen, Bruxelles 1 (電信による場合は「Railbelcom)」に改める。

16ブラジルの項中一・五・二を次のように改め、一・五・二の次に一・五・三として次の一項を加える。

一・五・二……小包の包有品の価格が二五米ドルをこえるもの又は価格にかかわらず輸入業者にあててゐるものは、商品の差出国に所在するブラジル領事館当局の査証を有する商業仕切書の副本四通を小包に添付しなければならない。これに反するときは、罰金が課される。

右記の商業仕切書において包有品について虚偽の記載をした場合又はその記載が欠除している場合には、小包は、名あて国の税関当局によって差し押えられ、六箇月の後に競売に付される。なお、商業仕切書が必要とされる場合には、名あて人は、商業仕切書の原本を名あて国の税関当局に提示する義務がある。

一・五・三……なんらかの価値を有する商品を包有した小包は、名あて人があらかじめブラジル銀行外国貿易局 (Carteira de Comércio Exterior do Banco do Brasil) から交付をうけた輸入許可書を名あて国の税関に提示することができる場合に限り交付される。

26デンマークの項中二・二の「可 (五キログラムまでのものに限る。)」を「可」に改める。

告示第三百五号

公有水面埋立法第十六条の規定により、譲渡人那覇市字安謝六二番地前田朝信、譲受人那覇市字松尾一六〇番地の二吉田春子から申請のあった、大宜味村字塩屋五九八番地々先公有水面埋立権の譲渡について一九六五年九月六日許可したので同法施行規則第二十三条第二項の規定により告示する。

一九六五年九月十四日

行政主席 松 岡 政 保

告示第三百六号

公有水面埋立法第十六条の規定により、譲渡人、那覇市字安謝六二番地前田朝信、譲受人、那覇市字松尾一六〇番地の二吉田春子から申請のあった大宜味村字白浜地先公有水面埋立権の譲渡について一九六五年九月六日許可したので同法施行規則第二十三条第二項の規定により告示する。

一九六五年九月十四日

行政主席 松 岡 政 保

告示第三百七号

統計調査事務市町村委託費取扱規程を廃止する告示を次のように定める。

一九六五年九月十四日

行政主席 松 岡 政 保

統計調査事務市町村委託費取扱規程を廃止する告示

統計調査事務市町村委託費取扱規程 (一九六三年告示第二百四号) は廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第四十五号

行政府事務代決規程を次のように定める。

一九六五年九月十四日

行政主席 松 岡 政 保

行政府事務代決規程

(目的)

第一条 この訓令は、別に定めるものを除き、行政機関の長(局長、外局長、地方庁長および検事長をいう。)の権限に属する事務の代決について共通的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この訓令において代決とは、行政機関の長の権限に属する事務の一部をこの訓令に定める者が行政機関の長に代り決裁することをいう。

(部長代決事項)

第三条 行政機関の部の長（以下「部長」という。ただし、事務局の置かれて
いる行政機関については、「事務局長」をいう。）は、別表(一)に定めるところ
により代決することができる。

（室長、課長代決事項）

第四条 行政機関の室および課の長（以下「室長、課長」という。）は、別表
(二)に定めるところにより、それぞれ代決することができる。

（所長代決事項）

第五条 行政機関の支分部局および附属機関の長（以下「所長」という。）は、
別表(三)に定めるところにより、それぞれ代決することができる。

（代決の制限）

第六条 代決権者は前三条の規定にかかわらず代決しようとする事務が特に重
要なものまたは異例に属するもの若しくは他の行政機関に連関を有するもの
については、あらかじめ処理の方針を指示されているものまたは特に急を要
するものを除き、代決することができない。

（後関）

第七条 代決権者は、代決した事務のうち必要があると認めるものについては、
事後すみやかに上司の後関を受けなければならない。

（代決）

第八条 行政機関の長は、第三条から第五条までに規定する事項について、事
務代決規程を定めてその特に命ずる者に代決させることができる。

附 則

この訓令は公布の日から施行する。

別表(一) 部長代決事項

- 一 所掌事務および事業の実施計画および処理に関すること。
- 二 部内の調整に関すること。
- 三 関係支分部局および附属機関との連絡調整に関すること。
- 四 講習会、打合せ会等の開催に関すること。
- 五 軽易な刊行物の編集発行に関すること。
- 六 講師、調査員、参考人、証人等の旅行依頼に関すること。（管外講師を除く。）
- 七 簡易な照会、応答、広告、申請、届、登録および依頼に関すること。ただし、米国民政府と往復する文書を除く。

八 所属課長およびこれらに相当する職にある者（以下「相当級」という。）
の休暇（ただし、一か月以上は行政機関の長）に関すること。

九 所属課長相当級の遅刻および早退に関すること。

十 所属課長相当級の時間外勤務に関すること。

十一 所属職員（部長相当級および課長相当級を除く。）の管内旅行に関す
ること（二週間以内に限る。）

十二 所属職員（部長級相当級を除く。）の管内研修に関すること。

別表(二) 室長、課長代決事項（ただし、第十一号から第十九号までは総務課
長、第二十号は部の置かれている行政機関の室長および総務課長の代決に限
る。）

一 分掌事務および事業の実施に関すること。

二 所属職員の事務分掌に関すること。

三 所掌事務に係る証明に関すること。

四 台帳、帳簿、原簿等の謄抄本の交付に関すること。

五 業務資料の収集及び整理に関すること。

六 刊行物の配付に関すること。

七 業務日誌、出納簿等の整理に関すること。

八 所属職員（課長相当級を除く。）の休暇（ただし、一か月以上は行政機関
の長）に関すること。

九 所属職員（課長相当級を除く。）の遅刻および早退に関すること。

十 所属職員（課長相当級を除く。）の時間外勤務に関すること。

十一 簡易な照会、応答、申請、依頼等に関すること。ただし、米国民政府と
の往復文書を除く。

十二 局内行事の調整に関すること。

十三 職員の数の報告に関すること。

十四 職員の願書および届書の処理に関すること。

十五 職員の超過勤務命令簿、旅行命令簿、休暇台帳等の処理に関すること。

十六 職員（課長相当級を除く。）の当直に関すること。

十七 職員（課長相当級を除く。）の身分証明に関すること。

十八 職員の無給休暇の総務局長への事後報告に関すること。

十九 予算執行職員の印鑑証明に関すること。

二十 所属職員（課長相当級を除く。）の管内旅行に関すること（二週間以内

に限る。)

別表(三) 所長に対する代決事項

- 一 所属職員の休暇(ただし一か月以上は行政機関の長)に關すること。
- 二 所属職員の遅刻および早退に關すること。
- 三 所属職員の時間外勤務に關すること。
- 四 所属職員の当直に關すること。
- 五 所属職員の管内旅行に關すること。(所長については、五日以内に限る。)
- 六 所属職員の管内研修に關すること。
- 七 所属職員の身分証明に關すること。

訓令第四十六号

法 務 局

次の訓令は、廃止する。

- 一 高等弁務官布令第二十号「賃借権の取得について」に基づく行政主席の権限委任(一九五九年訓令第七号)
- 二 高等弁務官布令第十八号及び高等弁務官布令第二十号の規定に基づく行政主席の権限委任(一九五九年訓令第八号)
- 三 高等弁務官布令第十八号及び高等弁務官布令第二十号の規定に基づく行政主席の権限委任(一九六一年訓令第二十五号)
- 四 高等弁務官布令第十八号及び高等弁務官布令第二十号に基づく行政主席の権限委任(一九六一年訓令第二十六号)
- 五 軍用地関係業務協定書(一九五五年五月二十七日) 第七条及び不動産取得に關し琉球政府と米合衆国の両者間の契約 (一九五七年五月三十一日) 第七条に基づく行政主席の権限委任(一九六一年訓令第二十七号)
- 六 高等弁務官布令第二十号「賃借権の取得について」に基づく行政主席の権限委任(一九六三年訓令第十二号)
- 七 高等弁務官布令第十八号及び高等弁務官布令第二十号の規定に基づく行政主席の権限委任(一九六三年訓令第十三号)

一九六五年九月十四日

行政主席 松岡政保

企画局事項

主税局告示第二号

税理士法(一九六四年立法第八十九号) 第二十二条の規定に基づき、次のとおり税理士の登録をしたから公告する。

一九六五年九月十四日

主税局長 安次嶺 才

登録番号	登録年月日	事務所	所在地	税理士氏名
三十	一九六五年九月六日	外間公認会計士事務所	那覇市宇寄宮三二四	外間 完和

法務局事項

法務局訓令第十二号

本局 一般

法務局組織規則(一九六五年規則第八十六号) 第八条の規定に基づき、法務本局の係の事務分掌規程を次のように定める。

一九六五年九月十四日

法務局長 久貝良順

法務本局の係の事務分掌規程

第一条 法務局組織規則(一九六五年規則第八十六号) 第八条の規定に定める係は、次の所掌事務を分掌する。

(総務課)

一 庶務係

- (一) 機密に關すること。
- (二) 公印の保管に關すること。
- (三) 文書の収受、発送、編集及び保存に關すること。
- (四) 対琉技術援助に關すること。
- (五) 職員の保健及び福利厚生に關すること。
- (六) 部課長会議等に關すること。
- (七) 例規及び業務資料の整理並びに編集に關すること。

- (六) 局内事務の連絡調整に関する事。
- (七) その他他の係の所掌に属さない事務に関する事。

二 管理係

- (一) 職員の仕事手続及び勤務に関する事。
- (二) 職員の昇給、勤務時間、その他勤務条件の手続に関する事。
- (三) 出勤簿、諸願届、休暇台帳等の処理に関する事。
- (四) 職員の退職手当及び公務災害補償の手続に関する事。
- (五) 履歴書の整備に関する事。
- (六) 職員の研修に関する事。
- (七) 機構、定員及び権限に関する事。
- (八) 事務能力の増進に関する事。
- (九) 職員の業務提案に関する事。
- (十) 職員のおう賞に関する事。
- (十一) 管理業務資料の整理及び編集に関する事。
- (十二) その他管理業務に関する事。

三 経理係

- (一) 予算、決算及び会計に関する事。
- (二) 歳入徴収及び収納に関する事。
- (三) 歳入歳出外現金の出納に関する事。
- (四) 歳出予算の支出手続及び支払に関する事。
- (五) 予算執行職員の任免手続に関する事。
- (六) 物品の出納及び保管に関する事。
- (七) 財産の管理に関する事。
- (八) 移住資金の経理及び保全に関する事。
- (九) 経理関係書類の編集及び保存に関する事。
- (十) その他経理に関する事。

(民事課)

一 第一係

- (一) 国籍に関する事。
- (二) 戸籍に関する事。
- (三) 住民登録に関する事。
- (四) 市町村長の公印の証明に関する事。

二 第二係

- (一) 不動産登記に関する事。
- (二) 財団登記に関する事。
- (三) 船舶登記に関する事。
- (四) 土地改良登記及び区画整理登記に関する事。
- (五) 土地建物調査士に関する事。

三 第三係

- (一) 商業法人登記に関する事。
- (二) 各種協同組合登記に関する事。
- (三) 供託に関する事。
- (四) 公証に関する事。
- (五) 司法書士に関する事。
- (六) 弁護士登録に関する事。
- (七) 民事に関する事項で他の所管に属しないもの。

(土地課)

一 業務係

- (一) 課の運営についての企画立案に関する事。
- (二) 課の所掌事務の記録に関する事。
- (三) 所有者不明土地に関する事。
- (四) アメリカ合衆国政府との業務契約のうち、告知業務、地料の支払い準備、賃貸契約、登記の囑託及び所有権の確認に関する事。
- (五) その他業務に関する事。

二 調査係

- (一) 所管法令の調査研究及び立案に関する事。
- (二) 内外の調査政策及び調査状況の調査研究に関する事。
- (三) 補償及び賠償制度の調査研究に関する事。
- (四) 土地諮問委員会に関する事。
- (五) 軍人軍属等の不法行為による損害賠償に関する事。
- (六) 測量審議会に関する事。
- (七) 測量士及び測量士補の試験に関する事。
- (八) 測量士及び測量士補の免許登録に関する事。

三 補償係

- (一) 立退地の選定及び移動援助に関する事。

- (一) 軍使用土地の相談に関する事。
- (二) 軍使用土地についての訴願に関する事。
- (三) 演習の通知に関する事。
- (四) 軍用地の一時使用に関する事。
- (五) 軍用地侵害物件の撤去に関する事。
- (六) 講和発効前の損失損害の調査及び補償等に関する事。
- (七) 土地借賃安定法の施行に関する事。
- (八) 土地借賃評価委員会に関する事。
- (九) 土地の等級に関する立法の施行に関する事。
- (十) アメリカ合衆国政府による財産取得要求告知書及び収用 宣告書等の処理に関する事。
- (十一) 軍用地関係の統計資料に関する事。
- (十二) 軍用地料の前払い事務に関する事。
- (十三) 刑事課
- (一) 刑事係
- (一) 檢察事務及び檢察庁に関する事。
- (二) 司法警察職員の教養訓練に関する事。
- (三) 犯罪捜査の科学的研究に関する事。
- (四) 犯罪の予防に関する事。
- (五) 行政書士に関する事。
- (六) 土地建物の取引業に関する事。
- (七) その他刑事に関する事。
- (八) 矯正保護課
- (一) 矯正第一係
- (一) 刑務所関係の法令に関する事。
- (二) 刑務作業の監察に関する事。
- (三) 刑務事故の調査に関する事。
- (四) 収容者の移監に関する事。
- (五) 矯正職員員の教養訓練に関する事。
- (六) その他矯正に関する事。
- (七) 矯正第二係
- (一) 少年院及び少年鑑別所内関係の法令に関する事。

- (一) 少年矯正職員員の教養訓練に関する事。
- (二) 少年院及び少年鑑別所における事故調査に関する事。
- (三) 少年院収容者の移科に関する事。
- (四) その他少年矯正に関する事。
- (五) 保護係
- (一) 恩赦に関する事。
- (二) 更生保護委員会に関する事。
- (三) 更生保護の企画及び法令案の作成に関する事。
- (四) 更生保護事業に関する事。
- (五) 保護観察に関する事。
- (六) 更生保護に関する資料の収集整備に関する事。
- (七) その他更生保護に関する事。
- 附 則
- この訓令は、公布の日から施行する。

農 林 局 事 項

農林局訓令第二号

農林局職員定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
一九六五年九月十四日

行政主席 松岡政保

農林局職員定数規程

農林局職員定数規程(一九六五年訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別 表

(1) 内部部局中「三二二人」を「三一四人」に
部 課 係 専門 官等 備 考

農林部	農業改良課	業務係	二
一四八	二九	普及係	四
		農業広報係	四
		営農係	五
		生活改善係	六
		専門技術員	七

を				に				を				に				を			
中部農業改良 普及所 三一				(2) 支分部局中「二一三人」を「二二二人」に				農林部 一五〇 畜産課 四三 業務係 三 生産係 五 家畜防疫係 四 食肉衛生係 二 畜産駐在 二八				農林部 一四八 畜産課 四二 業務係 二 生産係 五 家畜防疫係 四 食肉衛生係 二 畜産駐在 二八				農林部 一五〇 農業改良課 三〇 業務係 三 普及係 四 農業広報係 四 営農係 五 生活改善係 六 専門技術員 七			
具志川支所 嘉手納支所 宜野湾支所 八 四 八				具志川支所 嘉手納支所 宜野湾支所 八 五 八															
を				(3) 附属機関中				を				に				を			
建設局告示第二号 建設業法(一九五五年立法第二三号)第十二条第一項の規定に基づき建設業者の登録事項の一部を次のとおり変更した。 一九六五年九月十四日				琉球家畜衛生 試験場 四三 製造室 二二 検定室 九 調査研究室 一一				琉球家畜衛生 試験場 製造室 二二 検定室 九 調査研究室 一一				琉球水産研究 所 三八 漁撈研究室 三〇 製造研究室 三 増殖研究室 四				琉球水産研究 所 三八 漁撈研究室 三〇 製造研究室 三 増殖研究室 四			

は、すみやかにその状況をその地域を管轄する外勤警察官又は少年係警察官（以下「警察官」という。）に通報するものとする。

（少年相談）

第六条 補導員は、少年又は保護者等その他の関係者から少年の非行防止又は少年の福祉に関する相談を受けたときは、懇切に受理したうえ、次の各号により処理するものとする。

一 軽易な事案で自己において処理できるものについては、必要な注意助言をなし、その結果を警察官に通報するものとする。

二 前号以外の事案については、すみやかにその状況を前号に準じて通報するものとする。

（地域活動の推進）

第七条 補導員は、常に関係機関、団体及び地域住民との密接な連絡をとり、その地域における少年の不良化防止と健全育成を図るための活動が総合的、積極的に推進されるよう努めるものとする。

2 補導員は、前項の活動が行なわれるときは、その状況を警察官に通報するものとする。

（有害環境の浄化）

第八条 補導員は、青少年保護育成法（一九六五年立法第二十一号）の規定により規制された有害環境を発見したときは、すみやかに警察官に通報するものとする。

2 補導員は、有害環境の排除のため地域活動を積極的に行なわれるよう広報に努めるものとする。

（福祉犯罪の通報）

第九条 補導員は、少年の福祉を害する行為をしていると認められる者を発見し、又はこれに関する情報を聞いたときは、すみやかにその状況を警察官に通報するものとする。

（通報の処理）

第十条 第五条から第九条までの規定により、補導員から通報を受けた警察官は、第二号様式の補導員連絡票に所定の事項を記載してすみやかに署長へ報告しなければならない。

（継続補導）

第十一条 署長は、取扱った少年事案について必要があると認めた場合は、補

導員に継続補導を依頼するものとする。

2 補導員は、継続補導をなすにあたっては、対象少年とよりよい人間関係の保持に努め、日常生活のあらゆる面について相談に応じ、積極的に個人指導、集団指導を行ない、その善導にあたるものとする。

3 補導員は、継続補導に際しては、第三号様式の補導記録を作成し、その状態を記録するものとし、補導終結の場合は、当該補導記録を依頼を受けた署長に通報するものとする。

（連絡会議）

第十二条 署長は、補導員との連絡の緊密化を図り、二月に一回以上連絡会議を開催するものとする。

（教養）

第十三条 本部長は、補導員の活動が適切に行なわれるよう、補導員に対し講習会、研究会、現地指導の方法により教養を行なわなければならない。

（補則）

第十四条 この規則に定めるほか、必要な事項は、本部長の定めるところによる。

附 則

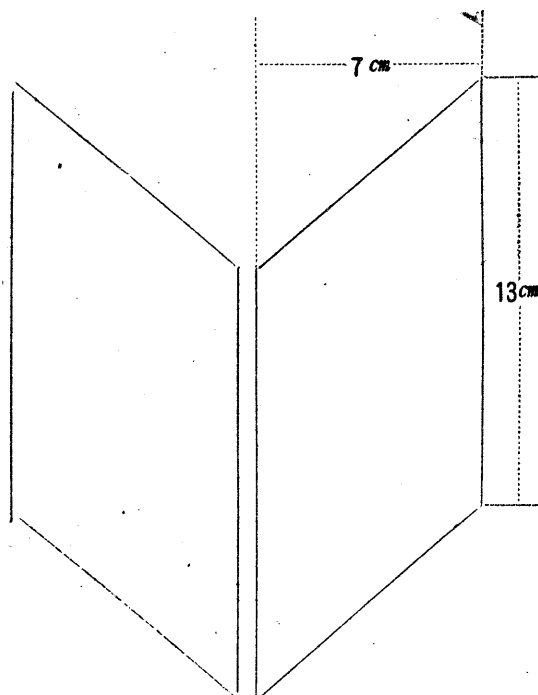
この規則は、一九六五年十月一日から施行する。

別表 補導員定数

署 別	定 数
那 覇	55
糸 満	10
与 那 原	10
普 天 間	20
コザ	20
石 川	25
嘉 手 納	10
名 護	15
渡 久 地	10
宮 古	10
八 重 山	15
計	200

第1号様式

写 真 刻 印	第 号
住 所	
氏 名	
〇〇少年補導員を委嘱し ます	
年 月 日	
琉球警察本部長 印	



第3号様式

継続補導記録

補 導 員	〇〇区域 何 某
対 象 少 年	住 所 ・ 氏 名 学年 年令
記 録	
年 月 日	記 録

第2号様式

警 察 署 長 殿 年 月 日	
所 属 官職氏名	
少年補導員連絡票	
補 導 員	〇〇区域 何 某
連絡を受けた日時	年 月 日 時
連絡を受けた事項	非行少年等の発見、少年相談 地域活動状況、有害環境発見等 福祉犯発見等
事 案 概 要	
措 置	

注……不動文字で該当するものは朱色の丸印で囲むこと。

民 政 府 事 項

琉球列島米国民政府

1965年8月25日

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
APO San Francisco 96248

HICOM ORDINANCE
NUMBER 57 (4 Mar 65) 25 August 1965
CHANGE NO 1

REGULATION OF RYUKYUAN VESSELS

1. High Commissioner Ordinance No 57, dated 4 March 1965, entitled "Regulation of Ryukyuan Vessels," is hereby amended by adding the following paragraph to Article II:

- "e. On and after 1 September 1965, Ryukyuan vessels shall comply with the Regulations for Preventing Collisions at Sea, 1960, approved by the International Convention on Safety of Life at Sea, 1960, held at London from 17 May 1960 to 17 June 1960."
2. The effective date of this Change shall be 1 September 1965.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

GERALD WARNER
Civil Administrator

DISTRIBUTION
A to F

琉球上訴裁判所事項

琉球上訴裁判所規則第百八号
自動車強制執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九六五年九月九日

琉球上訴裁判所
首席判事 仲 松 恵 爽

高等弁務官布令
第57号 (1965年3月4日)
改正第1号

琉 球 船 舶 規 則

- 1 1965年3月4日付、高等弁務官布令第57号「琉球船舶規則」を改正し、第二條に次の項を加える。

- 。 1965年9月1日以降琉球船舶は、1960年5月17日から1960年6月17日までロンドンで開催された海上における生命安全に関する国際会議 1960年によって承認された「海上における衝突防止に関する規則1960年」に従って行動しなければならない。
- 2 この改正は1965年9月1日から施行する。

高等弁務官に代って

民政官
ジェラルド ワーナー

自動車強制執行規則の一部を改正する規則

自動車強制執行規則 (一九五六年琉球上訴裁判所規則第二十四号) の一部を次のように改正する。
第二條、第六條第四項、第十八條および附則中「建設運輸局長」を「通商産業局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九六五年八月二日から適用する。

琉球上訴裁判所規則第百九号

自動車競売規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九六五年九月九日

琉球上訴裁判所

首席判事 仲 松 恵 爽

自動車競売規則の一部を改正する規則

自動車競売規則（一九五六年琉球上訴裁判所規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条および附則中「建設運輸局長」を「通商産業局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九六五年八月一日から適用する。

琉球上訴裁判所規則第百十号

執達吏の旅費及び宿泊料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九六五年九月九日

琉球上訴裁判所

首席判事 仲 松 恵 爽

執達吏の旅費及び宿泊料に関する規則の一部を改正する規則

執達吏の旅費及び宿泊料に関する規則（一九五九年琉球上訴裁判所規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「二ドル八十セント」を「三ドル六十セント」に改める。

第七条および第八条中「認可」を「許可」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九六五年一月一日以降に出發した旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

琉球上訴裁判所規程第九十六号

休日給支給規程を次のように定める。

一九六五年九月三日

琉球上訴裁判所

首席判事 仲 松 恵 爽

休日給支給規程

第一条 この規程は、一般職の職員の給与に関する立法（一九五四年立法第五十三号）第十七条の三の規定に基づき、裁判所職員の休日給の支給の方法に

関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 休日給の基礎となる勤務時間数は、その月分の全時間数によって計算するものとし、この場合において一時間未満の端数が生じた場合には、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

第三条 休日給は、その月分を翌月の二日から十五日までに支給しなければならない。

2 職員がその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために休日給の支払を請求したときは、前項の規定にかかわらず、これにその日までの休日給を支払うことができる。

3 休日給は、休日給支払名簿及び休日勤務明細書によって支給しなければならない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、一九六五年七月一日から適用する。

2 第三条第三項に定める休日給支払名簿及び休日勤務明細書については、超過勤務手当支給規程（琉球上訴裁判所規程第四十九号）に規定する超過勤務手当支払名簿及び超過勤務明細書を準用する。

琉球上訴裁判所規程第九十七号

超過勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

一九六五年九月三日

琉球上訴裁判所首席判事

仲 松 恵 爽

超過勤務手当支給規程の一部を改正する規程

超過勤務手当支給規程（琉球上訴裁判所規程第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月分の全時間数によって計算するものとし、この場合において一時間未満の端数が生じた場合には、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

第三条中、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 職員がその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充ててするために超勤手当の支払を請求したときは、前項の規定にかかわらず、これにその日までの超勤手当を支払うことができる。

附則

この規程は、公布の日から施行し、一九六五年七月一日から適用する。

琉球上訴裁判所規程第九十八号

夜間勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

一九六五年九月三日

琉球上訴裁判所首席判事 仲 松 恵 爽

夜間勤務手当支給規程の一部を改正する規程

夜間勤務手当支給規程（琉球上訴裁判所規程第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 夜勤手当の基礎となる勤務時間数は、その月分の全時間数によって計算するものとし、この場合において一時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

第三条中、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 職員がその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用に充ててするために夜勤手当の支払を請求したときは、前項の規定にかかわらず、これにその日までの夜勤手当を支払うことができる。

附則

この規程は、公布の日から施行し、一九六五年七月一日から適用する。

公

告

税理士法（一九六四年立法第八十九号）第十二条の規定に基づき、税理士試験を次のとおり実施する。

一九六五年九月十四日

税理士試験委員委員長 当 銘 由 憲

一 試験日時及び科目

1 一九六五年十一月十五日（月）

イ 所得税法 九、〇〇一、〇〇

ロ 法人税法 一二、三〇一、四、三〇

ハ 租税徴収法 一五、〇〇一、七、〇〇

2 一九六五年十一月十六日（火）

イ 固定資産税（市町村税法） 九、〇〇一、一、〇〇

ロ 事業税（市町村税法） 一三、〇〇一、五、〇〇

3 一九六五年十一月十七日（水）

イ 簿記論 九、〇〇一、一、〇〇

ロ 財務諸表論 一三、〇〇一、五、〇〇

注1 所得税法、法人税法、租税徴収法、市町村税法のうち固定資産税及び事業税に関する部分のうち受験者の選択する三科目、ただし、所得税法又は法人税法のいずれか一科目を必ず選択しなければならない。

注2 会計学のうち簿記論及び財務諸表論の二科目。

二 試験場所

主税局税務研修所（那覇税務署構内）

三 受験資格

(一) 計理士、会計士補及び会計士補となる資格を有する者
(二) 税務官公署における事務又は政府税若しくは市町村税に関するその他の官公署における事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
(三) 行政機関において次の行政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

1 会計検査院の職員の行なう租税（とん税を除く。）収入に関する検査事務

2 市町村の監査委員又は補助職員の行なう租税収入に関する監査事務

3 金融検査官及び証券検査官の行なう検査事務

4 四に掲げる法人の会計に関する事務につき、法令の規定に基づいて行なう検査事務

(四) 銀行、信託会社、保険会社又は特別の立法により設立された金融業務を営む法人において資金の貸付又は有価証券に対する投資に関して行なう貸付先又は投資先の業務及び財産に関する帳簿書類の審査事務並びに当該審

査事務を含む資金の貸付又は有価証券に対する投資に関する事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

(四) 法人(政府又は市町村の特別会計を含む)又は事業を営む個人の貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理する会計に関する事務(特別の判断を要しない機械的業務を除く。)に従事した期間が通算して五年以上になる者

(五) 税理士、税務代理士、弁護士、公認会計士、会計士補又は計理士の業務の補助の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

(六) 弁護士業務に従事した期間が通算して五年以上になる者

(七) 司法書士又は行政書士の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者

(八) 学校教育法(一九五八年立法第三号)学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)、琉球教育法(一九五二年民政府布令第六十六号)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科若しくは専門学校又は大正七年度省令第三号により高等学校高等科又は大学予科と同等以上と認めて指定した学校及び昭和二年文部省令第二十四号により大学又は専門学校と同等以上と認定した学校(以下「大学等」という。)を卒業し、又は修了した者

(九) 税理士試験委員が法律学又は経済学に関し(八)に掲げる者と同等以上の学識を有するものと認定した者

注1 (一)から(八)までに掲げる事務又は業務の二以上に従事した者は、それぞれ当該事務又は業務についてこれらに掲げる年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が十年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。

注2 (一)から(八)までに掲げる事務又は業務に類する事務又は業務として税理士試験委員の認定を受けた事務又は業務は、それぞれ(一)から(八)までに掲げる事務又は業務とみなす

1 四 受験手続
願書の受付期間

一九六五年九月二十日から一九六五年十月三十日まで

2 提出書類

イ 税理士試験受験願書(主税局指定)

ロ 写真(上半身像名刺型で提出日前三ヶ月以内に撮影したものとする)

ハ 受験資格を有することを証する書面

3 受験手数料は、一ドル六十セントの収入印紙を受験願書にはり消印しないて納付すること。

4 願書の提出先は、那覇税務署長を経由して試験委員長に提出のこと。

5 携帶品
筆記具

農業取締法第四条の規定に基づき次のとおり農業を登録したので、同法施行規則第七条の規定により公告する。
一九六五年九月十四日

農林局長 嘉 陽 宗 陰

(一)

一 登録番号

製第七十号

二 農業の種類及び名称

ロキシオン乳剤四〇

三 製造業者の氏名及び住所

社長 伊佐真一
第一農業株式会社

四 製造場の名称及び所在地

南風原村字兼城五五一
第一農業株式会社

土地改良法(一九五三年立法第九十号)第十八条第十一項の規定により土地改良組合役員の就任並びに退任者の氏名及び住所を次のとおり公告する。

一九六五年九月十四日

農林局長 嘉 陽 宗 陰

伊是名村勢理客土地改良組合

一 就任役員

理事の別

員内員

理事の別

新、再、退任の別

氏 名

住 所

附 記

理事 員内 新任

末吉 信明

伊是名村字勢理客

二七四七

二 就退任の事由その他
 一九六五年六月二十五日、総会において選挙の結果当選、一九六五年七月一日就任任期（一九六七年六月三十日まで）

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	理事員内	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	新任	再任	〃	〃	退任	〃	〃	〃	再任	〃	〃	〃	〃	〃	〃
名嘉道一	上原喜八	末吉栄松	名嘉道一	上原喜八	上原守蔵	名嘉康浩	末吉松三	伊是名功靖	末吉重慎	末吉秀吉	名嘉正雄	上原福安	名城文蔵	儀間光八	
〃	〃	〃	〃	〃	二六二一の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二六二一の三	
一五四九	二七七八	一五七六	一五四九	二七七八	二六二一の一	二六二八	二七四九	一五七七の一	二七二一	一五八六	一五〇六	一五八六	二六二一の一		
									理事長		副理事長				

建築基準法施行規則第三百九条の規定により道路の位置の指定をしたから次のとおり公告する。

一九六六年九月十四日

行政主席 松岡政保

一 申請人住所 コザ市諸見里一六番地
 氏名 比嘉政栄

二 道路位置の指定

指定道路		関係地番
巾員	延長	
四・〇米	二七・〇米	コザ市宇山内高嶺川原四八六番地 四八六ノ一番地 四八六ノ二番地
二四三・〇米	二四三・〇米	

一九六五年治(第二号) 除権判決

那覇市宇吉島三二〇番地

申立人 糸嶺啓次郎

別紙株券につき申立人の申立によって公示催告をしたところ一九六五年九月一〇日午前一〇時の期日までに権利を届け出で、かつ右株券を提出する者がなかったため申立人の申立に基づいて右株券の無効を宣言する。

一九六五年九月一〇日

那覇治安裁判所

裁判官 上原吉勝

右は正本である。

同日於同庁

株券の表示

裁判所書記官 具志堅安亮

一 琉球石油株式会社株式

株券の種類及枚数

三四株 七枚
 老株券 四枚

株券の記号及番号

拾株券 三枚
Aの四七八・四七八九・四七九〇

一九六一年六月十三日発行

Aの七八三三
一九六二年十二月二十六日発行

Cの九四八・九四九
一九六一年六月十三日発行

Cの五二八九
一九六二年十二月二十六日発行

一株の額面金額

一株の払込金額

株券発行年月日

発行 者

発行当時名義人

最終名義人

一九六五年少第五五号

押収物 還付 公告

一九六五年九月六日

八重山巡回裁判所

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。

受還付人は、本日より六ヶ月以内に還付の請求をされたい。

一九六五年押第二〇号

一 自転車 中古品 一台 受還付人不明

正 誤

一九六五年八月二十四日づけ公報 (第六十七号) に登載された漁業無線海岸局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

局補助金交付要綱中、次のとおり訂正する。

12 上

3

し申請書

し、申請書

15 右側

21

通常勤

通常勤

〃

〃

交代制

交代制

〃

〃

交代制

交代制

頁 段

行

誤

正

備考

16 上

25

解量に

計量に

訂正

一九六五年七月十七日付公報外第三十八号登載の「計量法の一部を改正する立法(立法第六十号)」中、次のように訂正する。

中和文に次のとおり誤り。

一九六五年二月二六日づけ公報第一六号登載の布令第一四四号改正 第二三号

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

中和文に次のとおり誤り。

1965年9月14日 (火曜日) 公

報 (1961年1月6日第3種郵便物認可) 第73号 (20)

発行所	総務局渉外広報部文書課
販売所	総務局財務部用度課

— ひかり印刷所 —

公報 第73号

0987